

医療安全管理指針（抜粋）

1. 医療安全管理に関する基本的考え方

当院では「患者さんに選ばれる病院づくり」を基本理念とし、全ての職員が患者さんの立場に立ち、安全で質の高い医療を提供することを目指しています。

医療安全管理の目的は、医療事故の未然防止、発生時の迅速な対応、再発防止策の徹底を通じて、患者さんと職員の双方の安全を守ることです。

2. 医療安全の実施方策

1) 医療安全マニュアルの整備

医療安全に関する共通事項や部門ごとの内容をまとめたマニュアルを作成し、年 1 回以上の見直しと随時改訂を行っています。全職員で共通の理解を持つことを目的としています。

2) インシデント・アクシデント報告制度の徹底

医療現場で発生したインシデントやアクシデントは、速やかに電子カルテのインシデントレポートに入力し、医療安全管理室へ報告します。

3) 報告内容の活用と PDCA サイクル

報告は責任追及が目的ではなく、再発防止と改善のために活用します。報告された内容は、全件確認・分析され、「事実確認 → 原因分析 → 対策 → 評価」の PDCA サイクルを通じて対策に活かします。報告は専用システムを使用し、情報は匿名化して取り扱います。

4) 相談体制の整備

インシデントレポートでの報告がしにくい内容は、医療安全管理室への電話・メールで相談できます。対応が困難な場合は、済生会本部の内部通報制度も利用可能です。

3. 職員研修

研修の目的は、医療安全に関する知識・意識・技能を職員に周知徹底し、安全な医療を実現することです。

研修は年 2 回以上行われ、非常勤職員を含む全職員が対象です。また、医薬品や医療機器に関するテーマ別研修も実施しています。

4. 医療事故（重大事象）が発生した時の対応

医療事故（重大事象）が発生した場合は、まず患者さんの安全を守ることを第一に、関係部署への連絡や事実経過の記録、証拠の保全など、必要な対応を速やかに行います。以下は、その基本的な流れです。

- ① 初期対応（患者さんの安全確保と救命処置）
- ② 院内報告
- ③ 患者さん・ご家族への説明
- ④ 事実経過の記録
- ⑤ 証拠物品の保全
- ⑥ 医療事故調査・支援センターへの報告
- ⑦ 警察への報告と捜査対応
- ⑧ 行政機関への報告
- ⑨ 病理解剖の実施
- ⑩ 事故当事者への支援